北海道の国民健康保険制度の現状について

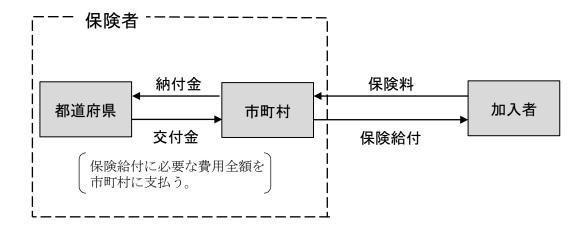
1 国民健康保険制度

国民健康保険は、都道府県と市町村が共同で保険者となっており、それぞれの役割は下表のとおりである。

財政運営の責任主体である都道府県は、国民健康保険事業に必要とする費用 に充てるため、市町村から納付金を徴収し、市町村は、この納付金を収めるた め、加入者に保険料を賦課し、徴収している。

また, 市町村が保険給付に必要とする費用については, 都道府県が交付金として市町村に支払う仕組みとなっている。

【国民健康保険制度のイメージおよび北海道と市町村の役割分担】



| 北海道の主な役割 | 市町村の主な役割 |
|---|---|
| ・財政運営の責任主体・国保運営方針に基づき,事務の効率化,標準化,広域化を推進・市町村ごとの標準保険料率(※)を算定し公表・保険給付費等交付金の市町村への支払い | ・国保事業費納付金を北海道に納付・資格を管理(被保険者証等の発行)・標準保険料率等を参考に保険料率を決定, 保険料の賦課・徴収・保険給付の決定,支給 |

※標準保険料率

都道府県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもの。

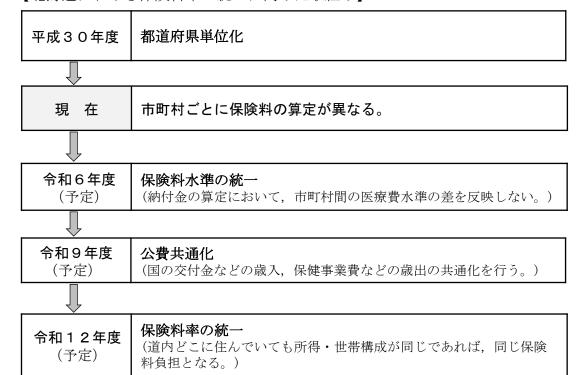
参考資料1

2 加入者負担の公平化に向けた取組み

現在,加入者が負担する保険料は、保険料の算定方式や収納率、医療費水準や保健事業に要する費用などが違うため、同じ所得、同じ世帯構成であっても市町村によって異なっているが、北海道では、加入者の負担の公平化を進めるため、令和12年度を目途に、道内のどこに住んでいても同じ保険料負担になる「保険料率の統一」を目指している。

これに向けて、本市においても、北海道が示す標準保険料率に近づけていく必要があり、賦課割合を段階的に移行させることとしている。

【北海道における保険料率の統一に向けた取組み】



【保険料率統一までの取組み】

| 北海道・市町村が協議して取組む内容 | 市町村が取組む内容 |
|---|--|
| ・個別歳入歳出の共通化・収納事務の平準化・医療費適正化事務の平準化など | ・標準保険料率の賦課割合に段階的に変更※ ・「資産割」の廃止(4方式→3方式) ・賦課限度額の統一(法定額) ・目標収納率の達成 ・事務の標準化など |

※参考 函館市の賦課割合 令和3年度 所得割49%:均等割31%:平等割20% 令和4年度 所得割48%:均等割32%:平等割20%